入所施設

東京都心身障害者福祉センターで実施した調査（令和６年１０月現在）をもとに、高次脳機能障害の方が利用できる入所施設です。下記施設以外にも高次脳機能障害者の受け入れ可能な場合があります。障害福祉サービス事業については、東京都福祉局ホームページの「東京都障害者サービス情報」で検索できますので、ご利用ください。施設の利用方法や詳細につきましては、直接施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話	種別	利用期間	入所定員	対象年齢	備考	
社会福祉法人 東京援護協会 東京高次脳機能障害者支援ホーム	練馬区 西大泉 5-36-2	03- 3925- 0088	自立訓練 （機能訓練）	18か月以内	20	18～64歳	「障害福祉サービス受給者証（機能訓練と施設入所支援）」が必要。 ①当施設のサービスにより、地域生活の再開または再構築を目指す方。	②合併障害のある方については、サービスの効果に差し支えない程度の方。 ③常時医療管理を必要としない方。 ※急な利用は不可。事前の見学や面接が必要。
			生活介護	制限なし	30		満18歳以上で、「障害福祉サービス受給者証（生活介護と施設入所支援）」が必要。 ①障害程度区分が４以上（50歳以上は３以上）の方。	
			短期入所	6泊7日以内	1		①屋内での日常生活動作が自立している方。離棟（無断での外出）がなく、集団生活が営める方。	

施設名	住所	電話	種別		利用期間	入所定員	対象年齢	備考	
社会福祉法人 南東北福祉事業団 東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘	世田谷区 松原 6-37-1	03- 6379- 0625	※世田谷区との協定に基づき整備・運営されており、利用は世田谷区民優先	自立訓練 （機能訓練）	18カ月以内	5	18～64歳	「障害福祉サービス受給者証（機能訓練と施設入所支援）」が必要。 ①当施設のサービスにより、地域生活の再開または再構築を目指す方。	②常時の医学的管理を必要としない方。 ※原則、ご利用前に面談が必要。 ※自立訓練の通所定員は機能訓練5、生活訓練15。 生活介護の施設外の通所定員は10。
				自立訓練 （生活訓練）	24カ月以内	5		「障害福祉サービス受給者証（生活訓練と施設入所支援）」が必要。 ①当施設のサービスにより、地域生活の再開または再構築を目指す方。	
				生活介護	制限なし ※備考欄の①参照	50		満18歳以上で、「障害福祉サービス受給者証（生活介護と施設入所支援）」が必要。 ①障害程度区分が４以上（50歳以上は３以上）の方。かつ、意思決定支援のもと、当施設でさまざまな体験を重ね、地域生活を目指す方。世田谷区との協定により5年を目途に必要があれば更新。	
				短期入所	6泊7日以内	28		①障害者（18歳以上）　20床 障害児（18歳未満）　8床 利用は個別に相談。	

東京都が発行している高次脳機能障害の冊子・リーフレット等